

第80号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（退職手当の額の特例）

- 3 令和5年4月29日までの間、知事及び副知事の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、当該額に、知事にあつては100分の10を、副知事にあつては100分の5を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。